

研究ノート

古典莊園制地域とはどこですか

— 犁と繫駕法からの疑問 —¹⁾

宮 松 浩 憲

1. はじめに
2. aratrum と carruca
3. おわりに

1. はじめに

技術史の権威、B.ジルは中世西ヨーロッパで使用されていた犁を aratrum (わが国ではローマ犁、軽量犁、無輪犁と訳されているが、本稿では軽量犁とする) と carruca (わが国ではゲルマン犁、重量犁、有輪犁と訳されているが、本稿では重量犁とする) の2つに分類する。前者は古代から継承された左右対称型の犁へらを装着された、基本的に車輪を伴わない軽量一人間の肩や役畜の背に乗せて運べるほどの重さの犁で、西ヨーロッパ南部で広く使用され、浅い耕作に適していた。それに対して、後者は帝政末期頃からゲルマニアで使用され始めた、犁刀と左右非対称型犁へらと反転板が装着され、車輪を備えた犁で、深耕しながら畝を作っていく²⁾。そして、この形式の犁はチェコ共和国においては考古学資

1) 本稿は本誌掲載の拙稿「11・12世紀西フランスにおける重量犁と小經營」とテーマが重なっているが、前稿の完成後から執筆を始めたことから、可能な限り重複を避けながら、このように両者を分ける形をとることにした。

2) B. Gille, *Histoire des techniques*, Paris, 1978, p.563-4; P. Mane, *Calendriers et*

料から800年前後、図像学資料からではイングランドにおいては10世紀、フランス、特にノルマンディにおいては11世紀に初見される³⁾。更に、ドイツ及び北部フランス（ロワール川以北）に関しては、6～8世紀に編纂された部族法典などの記述資料において初めて確認されている⁴⁾。

2. aratrum と carruca

中世盛期までの聖者文学（伝記、奇蹟譚、遺骸発見・発掘・奉遷記など）に関して、筆者が参照できたのは641編を数える⁵⁾。その中で aratrum は13編、

techniques agricoles (France-Italie, XII^e-XIII^e siècles), Paris, 1983, p.141-148; A. G. Haudricourt et M. J.-B. Delamarre, *L'homme et la charrue à travers le monde*, Paris, 1955, p.329-368 (*Géographie humaine*, t. 25); C.T.Smith, *An Historical Geography of Western Europe Before 1800*, London/Harlow, 1967. p. 200-204.

3) B. Gille, *Histoire des techniques*, p.563-564; D. Wilson, *La Tapisserie de Bayeux*, Antwerp, 1985, tableau 10.

4) J.E. Niermeyer et C.Van de Kieft, *Mediae latinitatis lexicon minus*, 2 vol., Leiden/Boston, 2002, vol. 1, p.195. G.デュビイは重量犁使用圏に属する2つの修道院で犁が異なる語によって表現されていたことを指摘したうえ、古典的な用語・用法に慣れた者たちの手による中世の記録から両者を区別することは困難であると言う。しかし、前者はロワール川以北では重量犁しか使用されていなかったとの先入観からの発言であり、反対に、その地域で広く使用されていた語を使用していたと考えることも出来る。後者に関しても、犁の構造や犁耕の様式から両者の違いを判別することは可能である。Cf. G. Duby, *L'économie rurale et la vie des campagnes dans l'Occident médiéval*, 2 vol., Paris, 1962, vol. 1, p.75-76.

5) 本稿で参照した聖者文学作品は、主として、*Acta sanctorum quotquot toto urbe coluntur....* (AASSと略記), 67 vol., Paris, 1863-1867 (但し), Jan.1,2 Fev. 1,2, Maji. 3,4, Juni. 2,4,5, Juli. 3, Sept. 4, Oct. 1,4,9,10, Nov. 1-4に関しては, Anvers/Bruxelles, 1643-) , *Acta sanctorum ordinis sancti Benedicti, in saeculorum classes distributa* (AASS, O.B.と略記), ed. Luc d'Achery/J. Mabillon, 9 vol., Venezia 1733, *Monumenta Germaniae Historica* (MGHと略記), *Scriptores* (SSと略記), *Scriptores rerum merovingicarum* (SRMと略記), *Patrologiae cursus completus. Series latina*, ed. Migne (J.-P.), 221 vol., Paris, 1844-1864, *Analecta Bollandiana*, *Catalogus codicum hagiographicorum latinorum antiquiorum saeculo XVI, qui asservantur in bibliotheca nationali Parisiensi*, 3 vol., ed. Hagiographi bollandiani, Bruxelles, 1889-1893に収録されたものを使った。なお、本稿は筆者の心思史研究の副産物の1つに過ぎない。既刊の

carruca は 5 編で使用されている。しかし、これらのすべてが本稿で使用できるものとは限らない。

用語上のことから入ると、両語とも古くからラテン語として使用されている。しかし、aratrum は犁の意味で使用されているのに対して、carruca には 4 輪車の意味しかない⁶⁾。そしてこの意味を引き継いでいるのが、聖者文学でよく出てくる身体障害者を運ぶための車である⁷⁾。従って、これが農機具、特に犁の意味で使用されているのは、上述の如く、ゲルマン語圏の史料が初めてとなる。

この中で本稿の考察の対象から外されるのは、aratrum に関しては、聖書からの引用文－「鋤に手をかけてから後ろを顧みる者は、神の国にふさわしくない」（ルカ、9,62）－で使用されている場合（3 編）である。しかし、ここから、aratrum は地中海沿岸地域で使用されていた犁を指していたと理解することが出来る。carruca に関しては、上述の如く、身体障害者を運ぶための車の意味で使用されている場合（5 編）である。その結果、中世盛期までの聖者文学のなかで、犁の意味で carruca が使用されているのは、別稿で詳述されている『聖ジル奇蹟譚』での 1 回のみとなる⁸⁾。しかし、ここから、この形態の犁は地中海沿岸地域の人々の間では知られていなかったことが分かる。従って、ここで使用で

拙著『金持ちの誕生』、そして出版を予定している『「セーヌ川を飲み干す」』のために、ここ十数年間聖者文学作品を読み漁ってきた過程で、犁に関する整理カードが十分な量に達したと言うことである。この時代に関する研究の一部には、その限度を超えて史料に無理に吐き出させようとする試みが見られる。これは単一類型史料に依拠した研究につきものの陥穂で、それを避けるには、社会は単一類型史料にのみ囲まれて成立しているのではないことを再認識したうえで、多様な類型の史料に当たることが第 1 歩となる。

6) F. Gaffiot et P. Flöbert, *Dictionnaire latin français*, Paris, 2000, p.154, 271.

7) *Miracula s. Richarrii*, AASS, Apr.3, p.453, 459; *Miracula s. Gibriani*, AASS, Maji 7, p.620.

8) 拙稿「11・12世紀西フランスにおける重量犁と小経営」（『産業経済研究』47の3, 2006年), 21-34頁参照。12世紀後半に執筆された Obsine の森に隠棲し、シトー派に属する修道院を建立した聖エティエンヌ（1159年没）の伝記には、ある若くて頑強な修道士が *carrucis boum* の係をしていたのであるが、負担を軽くするか何か正しくないことをしたために、負傷してしまったとある。この *carrucae* は車だったのか、それとも犁だったのであろうか。Cf. *Vita s. Stephani*, AASS, Mart 1, p.805.

きる事例は aratrum に関しては 10 編（14 回），carruca に関しては 1 編（1 回）のみとなる。それにしても，641 編のうち 11 編しか利用でないとは，何と割の合わないことか。

地域別にみると，資料 1 が示す如く⁹⁾，carruca は，別稿で示されているロワール川河口に近いポンヌーヴル Bonnœuvre とその周辺に限定されるが，aratrum に関しては，予想に反して，ロワール川以北が 9 回，以南が 4 回となっている。これを見る限りでは，フランス全体が aratrum の使用圏となってしまううえ，古典莊園地帶では carruca，それ以外の地域では aratrum といった分類も成立しなくなってしまう。言及年代に関しては，聖者文学作品のため正確な年代の測定は困難であるが，carruca は 12 世紀初頭の 1 回きりであるのに対して，aratrum に関しては，9 世紀前半から 12 世紀の間に分布している。従って，ここで使用される史料は古典莊園制の時代から純粹莊園制の時代をカヴァーしていたことになる。なお，参考のために，C.T. スミスが作成した両者の分布図¹⁰⁾も，資料 2 として，掲載することにした。

論述の順序としては，まずそれぞれの聖者文学作品のなかで問題となる箇所を簡潔に要約し，その後で共通点を取り出して，まとめ直す方法をとることにする¹¹⁾。

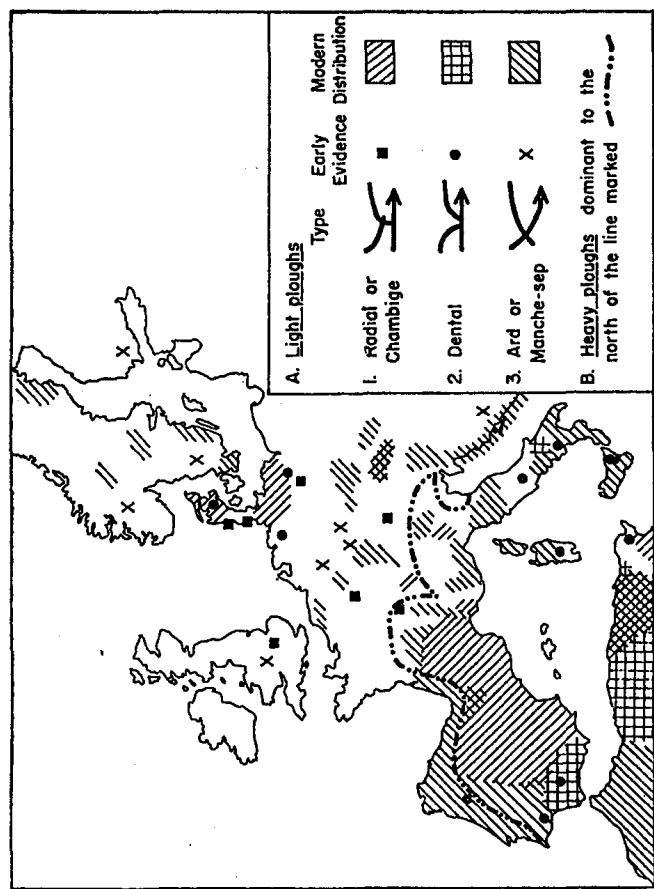
①『聖コンヴォワイヨン奇蹟譚』 ブルターニュのルドン Redon の聖コンヴォワイヨン（868 年没）を含む数名の聖者に関する奇蹟譚は同聖者の同時代人によって編纂されたものである¹²⁾。ルドン近郊に住む Jovvoret という名のコロヌス

9) この地図にはサン・ジル St.-Gilles 修道院の所在地であるガール Gard 県も加えられている。それは奇蹟譚によって，その地方で aratrum が使用されていたことが知られているので。前掲拙稿「11・12世紀西フランスの重量犁と小經營」22頁参照。カッスイニの地図によると，サン・ジルの東側には沼沢地，西側には葡萄畠が広がっている。

10) C.T. Smith, *An Historical Geography of Western Europe*, p. 203.

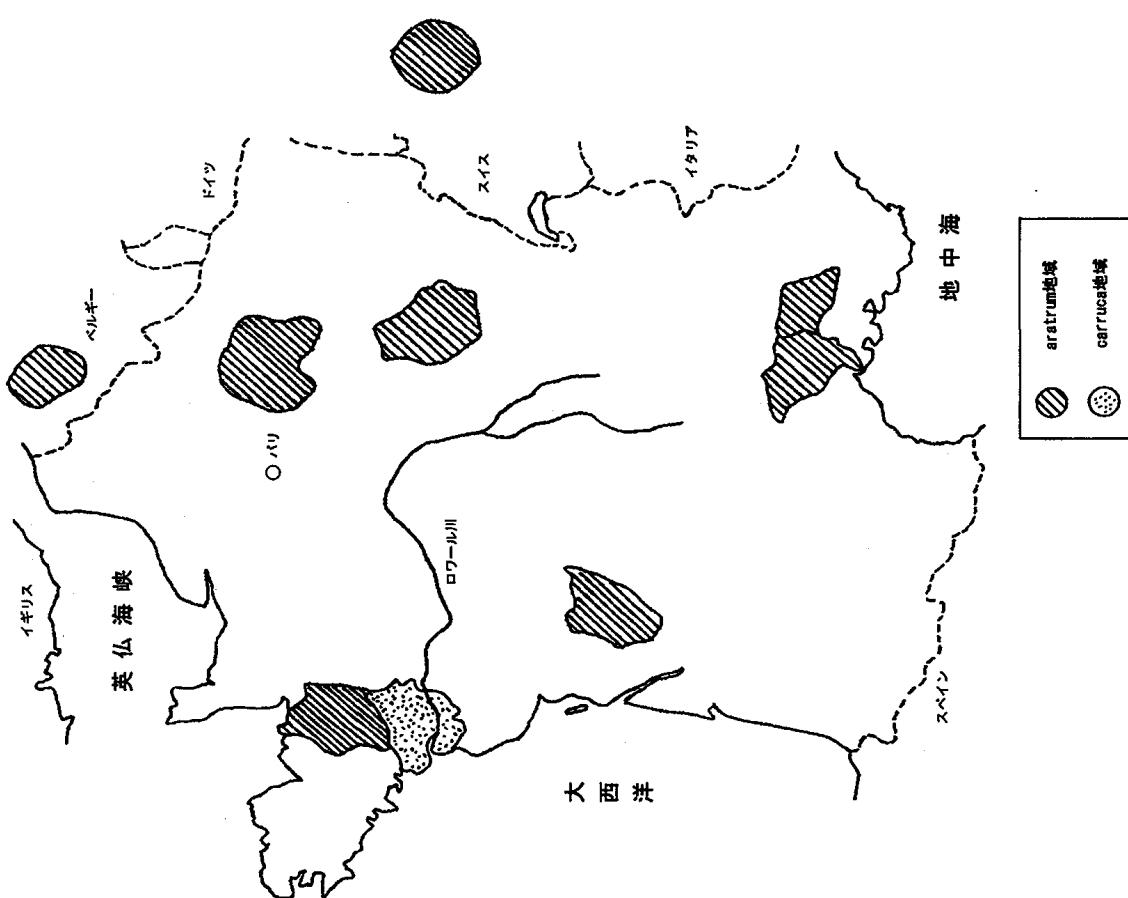
11) 犁の使用は地形・景観・土壤と密接に関係していることから，カッスイニの地図を参照すべきであったが，地名の欠如・未確定，フランス以外の地域などによって，実現できたのは非常に限られたものになってしまった。

資料 2



A.T.Smith, *An Historical Geography of Western Europe before 1800*, London/Harlow, 1967, p.203.

資料 1



colonus は犁・牛と一緒に畠 campus に向かっていたとある。その前に「彼は自分の土地 terra を立派に耕作していた」とあるが、ここでも campus は領主直領地、terra は農民保有地といった、用語の違いには大した意味はなかろう。仲間と連れだって家を出たことを示す文言はない。彼は畠に向かって出発して直ぐに身体が麻痺し、何も聞こえず、話せなくなり、一步も歩くことも出来なくなる。友人によって修道院に運びこまれたとある¹³⁾。どこで病気に襲われたのかははつきりしないが、病気に襲われた時、近くに誰かがいたことは確かである。多分畠は家から離れたところにあって、公道を通らねばならなかつたのではなかろうか。この奇蹟譚の作者は第 2 卷の序文で「よき農民」について、「従つて、よき農夫が自分の土地を耕作するように、彼はまず森を切り開き、木の幹を焼き払う。その後で犁を用意し、土地を耕し、畝溝をつける。それから家に戻るが、それからあまり日をおかず、その土地を平らに均し、それから種子を等間隔に播くのであるが、それは種子がよく生育して豊かな実りを手に入れるためである」¹⁴⁾と述べている。ここでは一般論が述べられていると考えられるが、当時その地域で広く見られた、開墾の状況が反映されていることは確かであろう。更に、「畝溝をつける」とあり、重量犁が使用されていた可能性を残している。因みに、ルドンは重量犁が使用されていたボンヌーヴルの西65キロに位置していて、母岩（片岩と

12) *De gestis sanctorum Rotonensium, Conwoionis et aliorum, AASS, OB, 6, p.202-231.*

13) *Ibid.*, p.106. 《Interea dum haec cogitantur atque praeparantur, accidit, ut quidam vir colonus, qui terram suam bene colebat, nomine Jovvoret, quadam die ad campum pergeret cum aratro et bobus; et statim paralyticus atque mutus effectus est, nec valuit ullum sermonem lingua propria elicere, nec propriis pedibus gressum movere.impositusque grabato, atque ab amicis delatus Monasterio》

14) *Ibid.*, p.212. 《Sicut enim bonus agricola terram suam exercet, primitus silvas excidit, truncos incendit; postea aratrum bene aptat, terram aperit, sulcos dirigit; dehinc domum revertitur, nec multo post ipsam terram plane coaequavit, deinde semina ex ordinae jactat, ut bene crescant, et fructum copiosum exinde capiat》

砂岩）と自然景観（畑地・牧草地・住居などを生垣や林で区切ったボカージュ Bocage）を共有している¹⁵⁾。

②『聖テオデュルフ伝』 フロドアール Flodoard (966年没) よりも前に書かれたとされている、ロップ修道院長聖テオデュルフ (776年没) の伝記では、4つの話に犁が登場てくる。この伝記に関しては2つの版が伝存していて、両者を比較することによって意味の限定が多少ではあるが可能となる¹⁶⁾。第1話では、ランス近郊のモン・ドール Mont d'Or 修道院で22年間にわたって従事した農作業との関連で、「彼は最も賤しい隸属状態に身を置くこと、つまり *rastrum* によって地面を掘り起こし、犁のへら *vomer* によって土地を切り開くことを望んだ」¹⁷⁾とある。この *rastrum* の語はこの18行後でも、聖者が2人の若者と一緒に、通常4～8人の助手を使ってする仕事をこなしていたと述べたあと、聖者はとくに休息を意識することなく、少しの間犁にもたれかかるときでも、二股の *rastrum* に手を乗せていたとある¹⁸⁾。*rastrum* は古代ローマ人の間では土均し用の熊手の

15) P. Fénelon, *Atlas et géographie des pays de la Loire*, Paris, 1978, Planches n°s 16a, 16b.

16) *Vita s. Theodulphi*, AASS, Maji 1, p.98-102; *Vita s. Theodulfi abbatis Remensis*, AASS, OB, 1, p.328-330。本稿では、少し長くなっている前者に依拠した。

17) *Vita s. Theodulphi*, p.99. 《voluit abjectissimae servituti subjugari, rastro scilicet humum fodere, et vomere artri terram proscindere》マビヨン版 (p.328) では《ultimae servitutis famulatui se subjugavit, rastro humum fodiens, et vomere aratri arva scindens》となっている。*vomer* の訳として、2つの辞書で《soc de la charrue》と、araireではなくて charrue が使用されている。Cf. F.Gaffiot/P.Flobert, *Le Grand Gaffiot*, Paris, 2000, p.1722; J.F. Niermeyer/C. Van de Kieft, *Mediae latinitatis lexicon minus*, 2 vol., Leiden/Boston, t.2, 1453. この語はローマの多くの作家によって使用されており、特に重量犁を指していたとは思われないのであるが。また、この語は7世紀初頭に書かれたシャルトル司教聖リュバン (558年没) の伝記でも「規律という犁へらで大地を耕し、神の言葉という種子を生み出した」のように使用されている。*Vita s. Leobini*, AASS, Martii 2, p.345. 《vomere disciplinae exarata tellus, divini verbi semina germinaret》

18) *Vita s. Theodulphi*, p.99. 《Et quod non minus mireris, ipse cum duobus iis, infatigabilis cum infatigabilibus, opus rurale exercebat quod alias quilibet cum quatuor vel sex sive octo perficere vix valebat. Denique adeo intentus erant

意味で使用されていた。それは聖カレ（536年頃没）伝でも確認され、同聖人と仲間たちは農業に従事していたが、犁耕に必要な道具がなかったため、熊手でrastris 土均しをしたり、除草用鋤で土塊を碎いたりしていた¹⁹⁾とある。上記の伝記の編者は *rastrum* の語は犁の操縦棒の意味で使用されていると解釈している²⁰⁾。その場合、別の版でも「掘る」を意味する同じ動詞が使用されていて、この機能と操縦棒との関係が弱いまま残されることになる。また、工程の順序から犁刀と訳した場合、二股の犁刀の存在、犁刀に手を置くことの意味が問われることになる。何れにせよ、補助が2人であったことを考えると、この犁が大型のものであったとするには疑問が残る。第2話では農作業を終え、牛を革紐から解放して修道院に戻っていたとき、メルフィ *Merfy* を過ぎたあたりで、犁を修理しなければならないことに気づいた。道具が入った袋を首から下ろし、突起のある突き棒を地面に刺して、犁の修理に取りかかった。この後、忘れて帰った突き棒に関する不思議な話が展開されるのであるが²¹⁾、聖者は修理のために畠に戻っ

labori, ut, cum paulum aratro indulgeret mora fugae nescia, rastro manuum insisteret》 マビヨン版 (p.328) では《Cumque ab illo paullulum cessaret, rastro insistebat》 となっている。

19) *Vita s. Carilefi, AASS, Juli 1, p.85.* 《cum quadam die, coactis fratribus qui secum morabantur, agriculturae in praedio jam dicto insisteret, atque rastris terram verteret; deerat namque illis arandi copia; beatus Carilephus terrae glebam sarculo detrahens, thesaurum latentem retexit, eatenum mortalibus incognitum》

20) *Vita s. Theodulphi., p. 100.*

21) *Ibid., p.99.* 《Nam die quadam, cum ex agricolarum consuetudine a loro boves solvisset, ac tempus esset domum redeundi; inter cœnobium et villam Melfigiam, incubuit necessitas aratri corrigendi. Ob hoc, deposita quam collo ferebat sarcina ruralium utensilium, stimuloque spineo terrae infixo, qui annorum multorum intervallo exaruerat, prout oportuit, agricola sanctus aratri correctioni opprtune incubuit. A qua surgens, domum expetivit, stimuli spinei forte, imo divinitus, immemor quem solo infixerat.....》 マビヨン版 (p.329) では《Cum quadam namque die a sulcis agri cessasset, et jam tempus redire ad domum venisset; inter cœnobium et villam Melfigiam quodlibet opus emendandi aratri accidit, virgamque, quae vulgo stimulus dicitur, in terram figens, domum quo tendebat forte immemor ejusdem, aut sic divina clementia fieri voluit, pervenit》

たとの記述はなく、従って、犁は畑に放置されていたのではなくて、牛の背に積まれていたと考えられる。この場合も、犁は重量であったとは考えられない。第3話では Colobrosa の住民が聖者が犁を使用していない間、それを教会の中に運び込んで吊り下げていたのであるが、歯痛で苦しんでいる人はそこから木片を切り取り、それを患部に刺して出血させて治していたとのことである²²⁾。ここでも、犁は吊り下げられていたとあるので、軽量であったと考えられる。第4話では、恐らく畑を広げるためであったと思われるが、自分の権利を越えて、犁で公道を掘り起こしている農民が問題になっている。ここでも第1話と同じように proscindentem の語が使用されている²³⁾。ここでの農民は、保有地か自有地は別として、地条の総体ではなくて、公道に面した一続きの農地を有していたと考えられる。なお、Colobrosa の比定はまだであるが、カッスイニの地図によると、メルフィの東側には開放耕地が広がっている。

③『聖ガレン奇蹟譚』 スイスのシュタイナッハ Steinach に修道院を創建した聖ガレン（645年没）の奇蹟譚に関しては、ワラフリド・ストラボン Walafrid Strabon（849年没）の手になるものがここでは問題になる。ある邪悪な心の持ち主が修道院の数名の作業員がその日の農作業から解放され、犁に付属する金具

22) *Vita s. Theodulphi*, p.100. 《Eo enim curam pastoralem sortito, et ideo ab agricultura cessante; villam Colobrosam incolentes, aratrum ejus sustulerunt, et in ecclesia sua suspenderunt,…… Nam quisquis dolorem dentium patiens ex eo assulam praescindisset, ac per eam de loco doloris sanguinis quantumlibet parum fluere fecisset, extemplo sanitatem consequebatur》 マビヨン版 (p.329) では《Aratrum quin etiam a fidelibus postquam ab ejus cessavit opere sublatum in ecclesia villae Colobrosae est suspensum, ibique usque dum vorax flamma inimico impelente eamdem cremavit ecclesiam, permansit》 となっている。

23) *Vita s. Theodulphi*, p.100. 《Quodam die, non longum a monasterio iter agens, reperit agricolam, suum jus transcendentem, et publicum iter aratro proscindentem》 マビヨン版 (p.329) では《agricolam quemlibet viam publicam per quam solitus erat saepius transire arantem invenit, cui et dixit: Non est bonum, o homo, viam aratro scindere, quae debet inoffenso pede ab euntibus incidi》 となっている。

類 ferramenta を夜間外しておくのを見届けると、犯行に都合の良い闇夜を利用して、その金具を自分で運べると思った数量だけ盗み去った²⁴⁾。この犯行が失敗に終わったことは言うまでもないが、金具類が複数形によって表記されていて、人間が背負っていける最大の重量とあるから、50~60キロは運べたであろう。しかし、犁も複数形で表記されており、重量からだけで重量犁であったと結論づけることはできない。

④『聖ポンス伝』 アヴィニヨン Avignon 近郊のサン・タンドレ St.-André 修道院の聖ポンス（1089年没）の伝記は1097年頃、同聖者の後継者と直弟子の1人の要請で執筆されたと言われている²⁵⁾。ある日、この聖者が修道院の仕事でローヌ川を渡ろうとして、大勢の仲間たち socii と岸辺に下りたとき、突如3人の男が一行の前に現れた。一方は修道院の耕作係 terrae cultor と役畜係 custos boum で、手に犁へらを握って、1人の仲間 socius を前に「お前は盗んだ」と喚いて言い争っていた。修道院側の者が言うには、2日前にその犁へらは犁から遠くない地中に一人が埋めて隠したもので、彼のそばにいたその仲間を除いて誰もそれを知りうる者はいなかったとのことである²⁶⁾。場所は明記されていないが、

24) *Vita s. Galli, AASS, Oct 7, p.906* 《Quidam non simplici, ut postmodum claruit, animo adveniens, dum quosdam monasterii operarios a diurno agricolandi labore disjungentes ferramenta in aratris per noctem dimisisse perspiceret, tempus tenebrosum fraudibus suis oportunum ratus, tot ferramenta sustuli, quot oneri sufficere proprio credidit》

25) A. Molinier, *Les sources de l'histoire de France*, 6 vol., Paris, 1901-1906. vol.,2, p.129-130.

26) *Vita s. Pontii abbatis S. Andreae prope Avenionem, AASS, OB, 9, p.501.* 《Quadam namque die vir Domini transeundum Rhodanum pro quibusdam sui monasterii negotiis disposuerat. Matutinali itaque sacro sanctis mysteriis secundum suum morem humioliter persolutis, descendebat ad ripam cum pluribus sociis:stantimque ante eum adveniunt terrae cultor et custos boum suorum, in manu tenens vomerem, altercando cum socio, proclamans illum latronem, siquidem nudius tertius idem vomer non longe ab aratro sub terra ab eodem aratore coopertus fuerat, nemine praesente vel vidente nisi suo socio qui juxta aderat: requisitus in crastinum non est inventus per triduum. Qua de

聖者は朝の勤めを終えて岸辺に下りていったとあることから、彼らは修道院の近くに住んでいたに違いない。更に、犁へらを盗まれた男は相手を仲間 *socius* と呼んでおり、共同で農作業をしていたと推察される。犁を畠に残して帰ってきたことはそれが非常に重たかったことを意味しているのであろう。そのため、犁本体は盗まれることはないが、へらは高額で盗まれる可能性が高かったため、このように隠していたのであろうか。しかし、犁へらは隠されていた場所から運ばれてきて、それを片手で持って言い争っていたことから、軽量であったように思われる。修道院内の分業、仲間の存在、つまり犁隊が組織されていたことから、修道院の直領地が農民の賦役によって耕作されていた可能性が高い。しかし、これがカロリング時代から続いていたかどうかになると更なる調査が必要となろう。なお、カッスィニの地図では修道院が位置するローヌ川左岸域は小経営で埋め尽くされている。

⑤『聖レオノール伝』 ブルターニュの St.-Malo 近郊にポンテュアル Pontual 修道院を建立した聖レオノール（570年頃没）の伝記の作成年は不詳である²⁷⁾。主の人と呼ばれたレオノールが73名の弟子たちと開墾していたとき、天使によって、6個の牛用頸木と犁刀と犁へら、それに耕作に必要なすべての道具を用意するよう命じられる。次の日、聖者は12頭の非常に大きな鹿と1頭の巨大な鹿の死体を見て、それが神の贈り物と悟る。死んだ鹿の皮を裂いて革紐を作るよう命じると、12頭の鹿が犁に近寄ってきて頭を下げて首の上に頸木を乗せるよう促した。直ぐに、主人の命令で、修道士たちはそれに応じた。こうして、

re alter contra alterum conquerendo impetebat unus alium, furem vomeris proclamando》

27) A. Molinier, *Les sources de l'histoire de France*, vol.1, p.130; *Dix mille saints. Dictionnaire hagiographique*, par les Bénédictins de Ramsgate, Turnhout, 1991, p.312.

5週間と3日働いた後、鹿たちは森の奥深くへ走り去ったとある²⁸⁾。初めて犁刀が言及され、重量犁を思わせる記述となっている。しかし、この犁は2頭の鹿、つまり2頭の牛で牽かれる程度の重さでしかなかったことになり、この種の犁は少人数でも操縦できたのではなかろうか。

⑥『聖ウトロプ奇蹟譚』 ブルターニュの南に位置するサントの初代司教、聖ウトロプはパリの聖ドゥニ（250年頃没）の同伴者と考えられているが、詳しいことは知られていない²⁹⁾。この聖者の奇蹟譚は14世紀の集成に収められているが、一部の話は12世紀まで遡ると言われている。ブランザック Blanzac 城管区に住むある男は聖者の力を無視して、祝祭日（4月30日）に土地を耕すために牛を連れて畠に入ったとある。ここには犁への言及ではなく、普段は犁を畠に置いたまま家路についていたと考えられる。仕事を始めようとしたとき、通りかかった同聖者を信奉するある騎士が事情を説明し仕事を直ぐに止めるように促した。それに対して、この男は自分は自分の土地を耕している。聖者は自分の修道士にかまつておればいいと言い放って、一方の手で犁を掴み、もう一方の手で、先端に金具がつけられた鞭を握って仕事を始めたところ、一方の手が犁の横木にくっついてしまい、指が動かないため掌を引き離すことが出来なくなった。更に、視力をなくしたうえ、そのままの状態で牛に曳かれて、大勢の人々が集まっている教会の

28) *Vita s. Leonorii*, AASS, Jul. 1, p.107. 《Crastino sex boum juga, cultoros, vomeres, et omnia utensilia ad arandum convenientia facere accelera》 《Secundo autem die instantे, duodecim cervos grandissimos vident, quasi ad aliquid desudandum paratos; et ante eos unus vastissimus jacebat cervus eorum cornibus enecatus. Intelligens autem vir Domini divinum donum, jubet excoriari cervum, atque ex ejus pelle lora incidere. Tunc postea cervi numero duodecim appropinquantes aratris, deprimunt colla, ut super ea ponerentur juga》 因みに、サン・マロ St.-Malo の周辺は小経営によって埋め尽くされている。

29) A. Molinier, *Les sources de l'histoire de France*, vol., 2, p.105; *Dix mille saints*, p.181

前まで連れて行かれることになった³⁰⁾。これらの話から判断して、牛は犁に手がくついたままその本人を教会まで連れて行ったことになり、犁は重量ではなかつたと言わざるをえない。また、この男の畠は自宅からかなり離れたところに位置していたことになり、自分の畠と言っているが、嘗ては領主から保有していた土地であったに違いない。牛の頭数は複数形が使用されているだけで明記されていないが、多分2頭であったと考えられる。従って、嘗ては領主の畠を2頭の牛に牽かれた軽量犁を使って耕作していたと考えて差し支えなかろう。なお、カッスイニの地図によると、ブランザックは高台にあって、幅50メートルの耕地が逆L字型に広がっている。

⑦『聖ヴァンサン伝』 聖ヴァンサン・マデルジェール（677年没）はオモン Haumont 修道院を建立したのち、エノ Hainaut のソワニ Soignies に別の修道院を建立して、初代院長としてそこで没したのであるが、彼の伝記は11世紀に作成されたと推定されている。ここで取り上げられる彼の奇蹟譚の作成年はまだ確定されていない³¹⁾。それによると、土地 fundus の境界線をめぐって、聖ヴァンサンの修道士たちと騎士との間に係争が発生した。両所領の農民（cultores また

30) *Miracula s. Eutropii*, AASS, Apr. 3, p.748. 《Vir quidam de castellania de Blanzach, Engolismensis dioecesis, ignorans s. Eutropii virtutem, egressusforas in agrum cum suis bobus in die festi sui, ut terram excoleret, cum se praeparasset ad opus, quidam miles iter faciens per locum illum, devotus s. Eutropio, eum corripens dixit ei:Dimitte homo, dimitte opus tuum inceptum, cum operari non licet;hodie est festum b. Eutropii,... Verum cum nec timore Dei, nec reverentia sancti, nec admonitione devoti militis, perversi hominis temeritas refrænaretur, sed pertinaciter operi insisteret inchoato; verbo contumelioso respondens, ait:Ego terram meam arabo, Eutropius autem se de suis monachis intermittat.Nec mora vix de ore verbo pernicioso egresso, addidit Deus ad gloriam sancti sui miraculum et flagellum. Mox enim ut aratrum cum una manu apprehendit, et cum altera virgam, in qua erat ferreum instrumentum defixum in capite, levaret ad opus; sic virtute mirifica utraque manus sui instrumento cohæsit, ut ad ventris dimissionem digitos [non] valeret aliquatenus relaxare》

31) A.Molinier, *Les sources de l'histoire de France*, vol., 1, p.155; *Dix mille saints*, p.506.

は *rustici*) の間で争いが頻発したため、第3者によって正しい境界線が確定されるまで、双方での農作業が停止されることになった。その日、測量竿と犁による確定作業が予定されていたが、それは怒号と流血によって阻まれてしまう。結局、神明裁判によって聖ヴァンサン側が勝利することになる³²⁾が、一斉に作業が停止させられたことから、両所領とも農民の共同作業によって経営されていたことになる。更に、境界確定に犁が使用されていることは、犁を方向転換させる余地が問題になっていると考えられる。以上2つから、重量犁が使用されていた可能性が考えられる。因みに、中世末期のソワニは開放耕地地帯に属していたと考えられている³³⁾。

⑧『聖ベニーニュ奇蹟譚』 「ブルゴーニュの使徒」と言われ、ディジョン Dijon で長い間崇拜されてきた殉教者、聖ベニーニュ（2世紀没）の奇蹟譚の成立年は確定されていないが、10, 11世紀の出来事を伝えている³⁴⁾。それによると、

32) *Miracula s. Vincentii, AASS, Jul.3, p.680.* 《Alter quoque miles ex eo erat quem dicunt superbo sanguine nobilium, qui habens fundum fundo s. Vincentii contiguum, non industria sed errore continuabat fines suos ultra justae divisionis terminum. Fiebat sæpiissima inter cultores altercatio, sed quia numquam aut raro bene ordinata inter rusticos habetur diffinitio, aliquamdiu perdurabat inter eos infinita contentio. Rem vero clericis referentibus ad præfectum ecclesiæ, ubi præfectus præfectoriam potestatem coepit exercere, miles nihilominus militari manu non timuit sua potenter defendere. Ex qua contentione factum est, ut tam diu cultura utriusque partis cessaret, quousque terminos divisionis suae neutra pars bene certos haberet; sicque demum vel ipso deducti damno cessantis culturae, ad judicium constituunt diem, de divisione fundi judicaturum; singulari videlicet certamine servorum utriusque partis certa ex incertis electurum. Misera conditio, ut terra quæ terminari debebat jugerali virga et aratro, non nisi sanguine terminaretur et cerebro. Convenitur ergo utrimque a pluribus, assunt cum suis miles et præfectus; effertur etiam a clericis ad locum pugnæ spes certa surorum s. Vincentius》

33) G. Sivery, *Structures agraires et vie rurale dans le Hainaut à la fin du Moyen Age*, Lille, 1977, p.83-86. この本の所在は明治大学の斎藤綱子先生から教えて頂いた。この場を借りてお礼を申し上げたい。

34) A. Molinier, *Les sources de l'histoire de France*, vol. 2, p.89; *Dix mille saints*, p.84.

聖ベニーニュ St.-Bénigne 修道院の隸属民が修道士マルタンの監督のもとで幾つかの犁で畝を作っていたとき、修道院と対立していた騎士ガンズランが豚番に豚を放牧させながら通りがかった。豚番たちは豚をけしかけて、畝を壊し、牛の犁耕を邪魔しようとしたので、牛係たちは豚を追い出し、豚番に畑から出していくよう促した³⁵⁾とある。従って、ここからは修道士の監督のもと、修道院の牛係も出て重量犁を使い、数班に分かれた隸属民の共同作業によって直領地が耕作されていたことを読みとることが出来る。なお、カッスイニの地図ではディジョンの西側は森と葡萄畠で占められているが、東側は開放耕地が広がっている。

⑨『聖ヴィゴール伝』 聖ヴァーストの弟子で、バイユ司教となった聖ヴィゴール（537年頃没）の伝記は8世紀に書かれたとも言われている³⁶⁾。第9話によると、バイユ伯ベルテュルフ某は貪欲から大きな犁 magna aratra を集めて、同聖者に寄進されていた農地を不法に占拠する。その知らせを受けた聖者は直ぐ退去するよう懇願するが、ベルテュルフはそれを無視して一層激しく耕耘を行ったとある³⁷⁾。勿論、この後で天罰が彼を待っていたのであるが、ここでは同じ言葉

35) *Miracula s. Benigni*, AASS, Nov. 1, p.178. 《Alius quidam miles, nomine Gunzelinus, erat hujus sancti cultoribus æmulator et insidiarum agitator nequissimus. Quodam itaque tempore terras sancti hujus propriis sulcantibus aratis, supervenerunt eis sublci deducentes ad pastum sues. Aderat tunc ibidem culturae provisor quidam monachus, nomine Martinus, cui supervenit ex insperato miles denominatus. Cumque, sui fiducia nisi, porcos circumducentes minarent, ut sulcos perverterent et culturam boum turpius suffoderent, curae fuit bubulcis eos abigere et custodes ut a se discederent admoneare》

36) A. Molinier, *Les sources de l'histoire de France*, vol. 1, p.112.

37) *Vita s. Vigoris*, AASS, Nov. 1, p.302. 《quidam comes regionis illius, Bertulfus nomine, avaritiae estibus accensus, sicut se habet misera cupiditas, invadere conatus est agrum quendam in eodem loco qui viro Dei dudum traditus fuerat. Cumque protervo spiritu cum ambitione magna aratra congregata eundem agrum fuisset ingressus,》 《At ille, ut erat inflatus superbia, cum injuria sprevit nuntium ejus; et nequaquam adquiescens precibus viri Dei, cepit vehementius exarare agrum illum》

を使って、「大きな犁」と「小さな犁」といった区別がなされていたことになる。当然、その場合、前者は重量犁、後者は軽量犁を指していたことになり、同一地域で 2 つの異なる犁が使用されていたことになる。また、これによって重量犁も軽量犁も aratrum で表記され得たことにならないであろうか。因みに、バイユはカンを中心とする開放耕地が続く肥沃な三角地帯の西側に広がるボカージュ地帯に属している³⁸⁾。

以上 9 つの聖者文学を見てきたが、次のようなことが共通点として浮かび上がってきたと考えられる。ここで取り上げた聖者文学のすべてで、犁は aratrum によって表されている。確かに、その多くが軽量であった可能性が高いが、一部は犁刀と犁へらを備えたもので、重量犁の特徴を示している。但し、車輪の言及はまったく確認できない³⁹⁾。それ以外でも、畝を作る工程は重量犁を特徴づけるものと考えられている。また、耕作が犁隊の共同作業によって行われていた事例も確認される。この時代を通じて、作業終了後、犁は畑に放置され、犁へらのよう付属物だけが取り外されて保管されていたようであるが、これを重量犁に限定することは出来ない。以上から、軽量犁と重量犁が同じ aratrum の語によって表記されていた可能性が想定されうる。しかし、重量犁の使用と大人数の犁隊や大掛かりな役畜の導入とを無前提に結びつけることは慎まねばならない。2, 3 名で重量犁を操るか、重量犁が 2 頭の牛に牽かれているのが確認される。更に、別稿で詳述されるボンヌーヴルでは、6 ~ 12 頭の牛に牽かれた重量犁が 1 人の農

38) A. Fremont, *Atlas et géographie de la Normandie*, Paris, 1977, p.152-3 et planche 5: La Normandie centrale.

39) 聖女リクリュード奇蹟譚に牛、頸木、役畜係、車輪の記述があるが、これは犁ではなくて荷車を指しているようである。後出註42) 参照。本稿で使用した聖者文学作品のどれも車輪と同じく、反転板にも言及していない。その原因は定かでないが、反転板に関しては、重要な発明であったかもしれないが、犁本体と同じ木製で、それと一体化していたことに起因しているのではなかろうか。

民によって操縦されていたのが知られている。そして、これは修道院の場合であるが、修道院の役畜が使用された場合、その扱いに慣れた、修道院の役畜係が同伴していたようである。これらを考えると、手作業を重視する G. デュビイと同様に⁴⁰⁾、保有農民の賦役は犁耕よりも手作業に重点がおかれていたのではなかろうか。そして、農民の保有地が集落から離れた所に存在する事実に依拠すれば、賦役の消滅はブルターニュや後述のサン・リキエ Saint-Riquier では既に 9 世紀前半から始まっていたことになる。

以上が、中間的なまとめである。このまとめの見直しが必要かどうかをこれから行う繫駕の方法や役畜の種類などに関する考察によって再確認したあと、結論に至ることにする。

犁が問題になっている場合、牛を指す語が複数形で使用されることが多いが、頭数は 1 例を除いて明記されることはない。他方、運搬用としては、幾つかの興味ある事例が確認される。『聖ベルシャール伝』では、教会の祭壇に用いられる大石を運ぶのに、2 頭 4 縦列の牛が牽く荷車が使用されているのを見ることが出来る⁴¹⁾。1100 年以前の出来事が記されている、聖女リクリュード（688 年没）の奇蹟譚によると、穀物がそれぞれの倉に納められるために、2 頭の牛を異なる縦列で繫がれた車が問題になっている⁴²⁾。

しかし、繫駕に 2 頭の牛が用いられる場合が非常に多いことは否定できない。

40) G. Duby, *L'économie rurale et la vie des campagnes*, vol.,1, p.76-77.

41) *Vita s. Bercharii*, AASS, Oct 7, p.1024. 《adnexis plaustro quatuor paribus boum, pergit devehere lapidem altaris ecclesiae supradictae insulae》

42) *Miracula s. Rictrudis*, AASS, Maii 3, p.126. 《Sicut igitur praedictum tempus exigit, juga boum diversa paria, bubulcorum industria, stimulorum crebris punctuationibus agitata, cerealia munera devehebant, exponenda seu excutienda atque reponenda ad quaelibet horreorum receptacula. Sed cum plaustrorum ferventes rotae calles diversos attererent, aurigae quoque minantes, junctis bobus, admodum properarent》

9世紀中葉の出来事が記されている聖リキエ奇蹟譚には、修道院から北5kmのカウール Caours に住む12歳の少年が犁耕を終えて牛を連れて帰ってくる途中、凶暴な群衆と遭遇する。彼らはこの少年を取り囮み、2頭の牛を引き離し、その1頭を殺してしまったとある。ここには犁は出てこないが、《opere arandi》の表現や牛の言及から、それによる耕作であることは明らかで、ここでも犁は畠に置きっぱなしにされていたことになる⁴³⁾。従って、この犁は2頭の牛が牽く軽量犁であったことになる。聖ユルスマール奇蹟譚でも、結合された2頭の牛が牽く車が出てくる⁴⁴⁾。15世紀の写本によって伝えられる、オータン司教聖ラショ（660年頃没）の伝記には10世紀末の出来事も記されているのであるが、その中には聖ラショの祝日（1月25日）に牛に牽かれた荷車で畠から小麦を運び出していた男が、天罰によって、土地が裂けてその穴の中に牛車もろとも落ちてしまった話も含まれている⁴⁵⁾。ここでも荷車は2頭以上の牛によって牽かれていたとある。

車であれ犁であれ、殆どが牛によって牽かれ、馬やロバが使用されている例は例外的にしか確認できない。10世紀の写本が伝える、アルザス、ホーヘンベルク Hohenberg 女子修道院長聖オディル（720年頃没）の伝記によると、修道院を建てるために、丘の上から石材を作業場まで荷車に乗せて運ぶために牛が使われていたのであるが、多分重労働のためと思われるが、それらの牛がすべて倒れてしまう。しかし、丘の上で働いていた人々が喉を切って食肉を手に入れようと下りてきたとき、牛は奇蹟によって生き返り、馬では通れない狭い道を荷車を牽いて

43) *Miracula s. Richarrii*, AASS, Apr 3, p.458. 《Puer nomine Dodo de villa Cathorto, fere duodecim ætatis continens curricula, dum quodam die reverteretur sequens boves ab opere arandi, ecce sævissimus turbo adfuit; et illum bovesque in tantum concussit, ut in illius turbinis violentia portaretur quasi spatio jactus lapidis. Nam duos boves elicit, quorum alter damna mortis sustinuit》

44) *Miracula s. Ursulæ*, AASS, Apr 2, p.569. 《carrum duos boves copulatos》

45) *Vita s. Rochi*, Catal. codd. hagiogr. lati. Bibl nat. Paris, p. 52. 《Tunc boves ejus et currus et bladum aperta terra intraverunt abyssum》

上っていったとある⁴⁶⁾。ここでは運搬用に馬も使用されていたこと。2頭縦列で荷車が牽かれていたことが推量される。東方から2頭の牛が牽く車 *carrus* がやつてきた。程なくして2頭の牛は1頭の馬と交換された。そしてその馬は牛が通ってきたと同じ道を進んでいった⁴⁷⁾。この事実から、馬は牛2頭分の仕事をしていたと判断してもよいのであろうか。これ以外にも、聖ウトロプ奇蹟譚に荷物を積んだ馬が登場している⁴⁸⁾。

また、修道院の直領地の犁耕に際しては、修道院の役畜が使用される場合が多かったのではなかろうか。聖ルフロワ（738年没）がノルマンディ、エヴル Evreux の近郊に建立したラ・クロワ・サン・ルフロワ La Croix Saint Leufroy 修道院の近くには役畜飼育場があって、犁耕用の牛はそこから連れ出されていた。918年以降に執筆された伝記によると、ある土曜日農耕者たちは、取り決めに従って、畑の犁耕について課された義務を果たしていたが、日が早く落ちすぎたため、仕事を終わらせることが出来なかった。農耕者たちは飼育場の係員たち *bubulci* にお金を渡して、次の日、つまり日曜日に残りの仕事を終わらしてくれるよう頼んだ。そして、次の日、係員たちが犁耕を行っているところに、朝の勤めを終えた神の人が偶然やって来たのであるが、聖者は大いに嘆き、畑を

46) *Vita s. Odiliae, MGH, SSR Meroving* 6, p.47. 《Boves namque, qui plastrum onustum petris ad fabricam aecclesiae trahebant, ab ipso cacumine montis, quod a summo usque deorsum spacio LXX pedum vel amplius distabat, ceciderunt. ……, suffragantibus meritis sancti Baptistae, inlesos plastrumque onustum reppererunt, rursumque eos per semitam angustam, quae vix equis pervia est, sursum ascendere plastrum trahendo ad praedictum opus fecerunt》

47) *Vita. s. Gerald, AASS, Apr 1, p.418.* 《Cumque orando defessus obdormiret, sibi videbatur, quia de parte orientis currus, quem duo boves ducerent, veniret: post vero aliquantum tempus duo boves mutabantur in equum unum; et equus eundem tramitem, quem boves, gradiebatur》

48) *Miracula s. Eutropii, AASS, Apr. 3, p.745.* 《equo onerato venienti》聖ロメ（593年没）の伝記は身障者の貴族、ロドクラン某が複数の馬に牽かれた車で聖人のもとに運ばれていかれる話を載せている。Cf. *Vita s. Launomari, AASS, Janv. 2, p.233.*

茨や実をつけない木々に覆われた、不毛の地に変えてしまったとのことである⁴⁹⁾。農耕者たちは役畜の供出を伴わずに、集団で農作業に当たっていたと考えられる。但し、飼育員の仕事には役畜の制御も含まれており、牛の扱いは彼らに委ねられていたのではなかろうか。犁の言及はないが、飼育員までもが駆り出されていることを考慮し、慣習に従ってとあることから、かなり古くから犁隊を組んで重量犁を使って賦役を行っていた可能性が高い。更に、カッスイニの地図によると、エヴルの南東部に開放耕地が広がっているのが確認される。ムアン Meung 教会のプレヴォ、エルヴァンはオリヴェ Olivet にあるムアン・シュル・ロワール Meung sur Loire 修道院の土地を、収穫の1割のみを確保することを条件に、借り受けて耕作していた。しかし、エルヴァンが死ぬと、「愚か者」とあだ名される息子のウードはそれを世襲地にしようと、修道士が犁耕のためにそこに送り出していた牛を棒で叩いて追い出し、役畜係を捕らえ、激しく鞭で叩いて逃げられないようにしたとある⁵⁰⁾。

3. おわりに

以上の補足によって、中間的なまとめに大きな修正を加える必要が生じたのであろうか。筆者はそのようには考えない。確かに、中世の人々は2頭縦列の多様

49) *Vita s. Leutfredi*, AASS, Jun 4, p.110. 《Nam prope monasterium erat locus, ubi armentorum custodia habebatur, unde et boves ad excolendam terram producebantur. Contigit denique aliquando, ut ab agricolis die sabbati, secundum consuetudinem legis suæ, in cultura terræ debitum servitium persolveretur. Sed cum ad terminum suum eo die non potuissent pervenire, quia jam sol ad occasum festinabat; bubulici memorati loci pretio ab eis accepto, contra usum christianitatis, in crastinum, id est die dominica, ausi sunt terram arare, volentes perficere quod imperfectum reliquerant》

50) *Miracula s. Lifardi*, AASS, Juni 1, p.298. 《Quo defuncto filius ejus Eudo, Badinus cognomina, supradictam terram, quam pater ejus procuratoris ecclesiastici more tenuerat, hereditario jure possidere cupiens, violenter invasit: et canonicorum boves, quos illuc aratum miserant, fustigatos inde ejiciens, bubulcos coepit; et crudeliter flagellatos vix tandem abire permisit》

な繫駕を知っていたし、役畜として牛以外に馬やロバも使用されていた。しかし農業においては、一対の牛による方法が一般的であったと考えられる。犁の形態に依拠して、西ヨーロッパを重量犁使用圏と軽量犁使用圏に2分することも慎まねばならないであろう。その使用は、フランスの西端、ブルターニュの例が示す如く、土壤の性質によって決定されるもので、集落形態、隸属関係、畠の配置などによって優先的に決定されるものではなかった。重量犁に関しても、それは1人の人間でも操縦できたのである。また、ロワール川以北においても軽量犁が広く使用されていたことは、それによる賦役が広範囲で行われていたことを意味する。従って、北部フランスの修道院の記録に *aratrum* の語が現れているからといって、驚く必要もない。更に、その場合、牛使いが領主側から出されていたこともあるて、犁耕専従者は少人数で足りたであろう。従って、犁耕賦役と言った場合、犁と直接関わる仕事をのみを意味していたのではなくて、それと関係する多くの手の仕事をも含んだ総体と考えねばならないのではなかろうか。